

住宅耐震改修計画策定費等 補助事業チェックリスト

1. 耐震改修計画等の策定の対象は、昭和56年5月以前に着工された住宅（店舗等併用住宅・共同住宅を含む）ですか？	▶	Yes ☐	No ☐
2. 耐震診断等の結果、安全性が低い（評点が1.0未満）との診断がでましたか？	▶	Yes ☐	No ☐
3. 耐震改修計画の策定は建築士事務所に勤務する建築士（建築士法に基づく）が行いますか？	▶	Yes ☐	No ☐
4. 策定する耐震改修計画は、耐震改修後の診断結果が評点1.0以上に改善されていますか？	▶	Yes ☐	No ☐
5. 前年の所得は1,200万円以下ですか？	▶	Yes ☐	No ☐
6. 町税の滞納はありませんか？	▶	Yes ☐	No ☐
7. 暴力団関係者ではありませんか？	▶	Yes ☐	No ☐

・1～7全て“Yes”なら、この補助制度の適用を受けられる可能性があります。

注) ①計画策定後、耐震改修工事をするしないに関わらず、耐震改修工事の見積書を実績報告時に添付する必要があります。
②上記の見積書の作成・耐震改修工事を行う事業者は、兵庫県住宅改修業者登録制度に登録している事業者でなければなりません。